

第 29 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 28 年 11 月 25 日（金）午後 2 時 00 分から午後 2 時 56 分まで

2 開催場所 幕別町役場 3 階会議室

3 出席委員（22 名）

会長	26 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	25 番	田邊	忠幸
委員	1 番	石川	雅洋
	2 番	加藤	宏
	4 番	高橋	秀樹
	5 番	井田	留吉
	6 番	中島	孝
	7 番	大道	健實
	8 番	齊藤	一男
	10 番	渡邊	ひろ子
	12 番	鬼頭	良市
	13 番	白木	孝和
	14 番	深松	俊英
	15 番	宗廣	武夫
	16 番	国枝	隆幸
	17 番	千葉	茂喜
	18 番	森	勤子
	19 番	鯖戸	英明
	21 番	大澤	慶博
	22 番	高野	英一
	23 番	前川	厚司
	24 番	香西	浩志

4 欠席委員（3 名）

	3 番	大野	和也
	11 番	菅野	能稔
	20 番	尾藤	欣二

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告
 - 第 1 号 農地所有適格法人報告書の受理について
 - 第 2 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
 - 第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 - 第 4 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

- 第 1 号 農用地の買入協議に係る要請について

第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について

第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

第5号 現況証明について

第6号 幕別町に対する意見書について

6	事務局長	高橋 宏邦
	忠類支局長	川瀬 康彦
	農地振興係長	広田 瑞恵
	忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
	農地振興係主任	南 敦朗
	農地振興係主事補	折笠 亜衣

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第29回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に、5番井田委員、8番齊藤委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
----	--

議長	次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
----	----------------------

事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、3番大野委員、11番菅野委員、20番尾藤委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。
-----	---

議長	次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。事務局から報告第1号の説明をお願いいたします。
----	---

事務局	報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」農地所有適格法人報告書について、有限会社藤原牧場外8法人から提出がありましたので報告いたします。いずれも書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
-----	---

議長	報告第1号について説明を申し上げました。何かご質疑ございませんか。 (発言なし)
----	---

議長	質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。
----	-----------------------------

議長	次に報告第2号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第2号1番から17番を説明いたします。
----	---

事務局	報告第2号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」農地法第18
-----	-------------------------------------

<p>議長</p>	<p>条第6項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案書1ページから5ページの17件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。</p> <p>報告第2号1番から17番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑がないようですので、報告第2号1番から17番については報告のとおり承認されました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」を議題といたします。事務局から報告第3号1番の説明をいたします。</p> <p>報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」農地法第4条第1項第7号の規定による届出を受理したので報告いたします。案件は議案書6ページに記載されておりますとおりでございます。申請事由は、宅地として利用するためでございます。受理相当と認められましたので平成28年11月14日付けで通知書を交付しております。以上で説明を終わります。</p> <p>報告第3号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、報告第3号1番については報告のとおり承認されました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第4号1番から3番の説明をいたします。</p> <p>報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」。公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告します。案件は議案書7ページの今月18日に町公社が利用調整を行った3件であります。内容につきましては記載のとおりです。以上で報告を終わります。</p> <p>報告第4号1番から3番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、報告第4号1番から3番については報告のとおり承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたしま</p>

事務局	す。議案第1号1番について事務局から説明いたします。
	【議案第1号1番について、議案書をもとに朗読】
	以上の案件は報告第4号の幕別町農業振興公社が行った利用調整の案件でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づき要請をするものであります。よろしくご審議の程お願いいたします。
議長	議案第1号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第1号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第2号1番、2番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号1番、2番について、議案書をもとに朗読】
	以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。
7番	7番ご説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番、2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号3番から8番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号3番から8番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書2ページから4ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番ご説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号3番から8番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号3番から8番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号9番、10番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号9番、10番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書5ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番 13番ご説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号9番、10番について原案

のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号9番、10番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第2号11番、12番につきましては、中島委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。それでは、議案第2号11番から12番について事務局から説明をいたします。

(6番 中島委員退席)

事務局 **【議案第2号11番、12番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書6ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番 13番説明いたします。この案件は、本来地区担当委員は中島委員であります。が議事参与の制限に該当するため、私の方から説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号11番、12番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号11番、12番は原案のとおり可決されました。

(6番 中島委員着席)

議長 次に議案第2号13番、14番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号13番、14番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書7ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満

たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6 番 6 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 13 番、14 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 13 番、14 番は原案のとおり可決されました。

次に議案第 2 号 15 番から 18 番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第 2 号 15 番から 18 番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書 8 ページ、9 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7 番 7 番説明いたします。これらの案件は、今月 18 日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 15 番から 18 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 15 番から 18 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号19番、20番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号19番、20番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書10ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番 13番説明いたします。これらの案件は、今月22日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号19番、20番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号19番、20番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号21番から26番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号21番から26番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書11ページから13ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明いたします。これらの案件は、本来地区担当委員は大野委員であります。本日総会に欠席されたため私の方から説明いたします。これらの案件は、今月22日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号21番から26番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号21番から26番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号27番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号27番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書14ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。この案件は、今月18日に町公社が利用調整を行った案件であります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号27番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号27番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号28番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号28番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書14ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8番 8番説明いたします。この案件は、今月18日に町公社が利用調整を行った案

件であります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号28番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号28番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号29番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号29番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書15ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8番

8番説明いたします。この案件は、先月買入要請を行った案件でございます。譲受人は農地保有合理化法人であるため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号29番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号29番は原案のとおり可決されました。

議長

事務局長から所有権の書類について訂正がございます。

事務局

所有権のところですが、所有権の種類が「売買・新規」となっておりますが、売買につきましては新規案件に「更新・新規」という分けはありませんので削除していただきたいと思っております。今後気を付けます。

議長 次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第3号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号1番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番 7番説明いたします。この案件は、親から子への使用貸借期間の満了に伴う再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号2番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号2番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は別添条調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

25番 25番説明いたします。この案件は、本来地区担当委員は尾藤委員であります。本日総会に欠席されたため私の方から説明いたします。この案件は、親から子への使用貸借期間の満了に伴う再設定でありますので、周辺農地への影響がないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号3番について事務局から説明をいたします。

事務局 3号左上のところなのですが、賃借権でなく貸借権となっておりますので賃借権に変更をお願いいたします。申し訳ございません。3番説明させていただきます。

【議案第3号3番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は別添調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番 7番ご説明いたします。この案件は、今日17日に鬼頭委員、前川委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしく願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号3番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号4番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号4番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13 番	<p>13 番説明いたします。この案件は、本来地区担当委員は尾藤委員でございますが、現地調査当日都合がつかず代わりに私が現地を確認いたしましたので説明させていただきます。この案件は、今月 17 日に鬼頭委員、前川委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 4 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第 3 号 4 番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に議案第 3 号 5 番、6 番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第 3 号 5 番、6 番について議案書をもとに朗読】</p> <p>これらの内容につきましては農地法第 3 条調査書 5 ページ、6 ページに記載されておりますように、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
21 番	<p>21 番ご説明いたします。この案件は、今月 18 日に井田委員、菅野委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 5 番、6 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第 3 号 5 番、6 番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とい</p>

たします。議案第4号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は、農家住宅建設を目的とする転用でございます。農地区分は第一種農地であります。第一種農地は原則不許可であります。本件は農業振興地域整備計画の農業を担うべき者の育成確保たる施設として位置付けられた農家住宅への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準・一般基準の詳細につきましては別添審査表に記載されているとおりでございます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。この案件は、今年5月に石川委員、国枝委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第5号「現況証明について」を議題といたします。議案第5号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号1番について議案書をもとに朗読】

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番

15番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであり、今月17日に鬼頭委員、前川委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第5号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号2番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第5号2番について議案書をもとに朗読】**

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番 14番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであり、今月17日に鬼頭委員、前川委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第5号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号3番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第5号3番について議案書をもとに朗読】**

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

24番 24番ご説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであり、今月17日に鬼頭委員、前川委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第5号3番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号4番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第5号4番について議案書をもとに朗読】**

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8番 8番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであり、今月18日に井田委員、菅野委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第5号4番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第6号「幕別町に対する意見書について」を議題といたします。議案第6号について事務局から説明いたします。

事務局 **【議案第6号について、議案書をもとに朗読】**

議長 本件につきましては、先月の総会において農政部会へ付託しておりますので、国枝農政部会長より提案理由の説明をお願いいたします。

農政部会長 それでは、提案理由の説明をいたします。第28回総会において農政部会へ付託されました幕別町に対する意見書の内容について、去る11月17日に農政部会において協議、検討いたしました。朗読は省略いたしますが、要請項目の一つ目は「農業被害に対する支援について」、二つ目は「地域の実態に即した担い手への農地集積の推進及び農家戸数減少への取り組みについて」、三つ目は「農業基盤整備事業予算の確保について」、四つ目は「有害鳥獣の駆除対策について」、五つ目は「TPP並びにFTA/EPAについて」、六つ目は「農業委員会関係予算の確保について」、以上の6項目について幕別町へ意見書を提出し、国及び北海道に対して働きかけを求めるものであります。なお、本総会において決定されましたら、12月7日に谷内会長、田邊代理、私の3名で町長へ提出したいと考えております。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

議長	<p>提案理由の説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第6号は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>議案は以上であります。</p> <p>これをもちまして、第29回農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局	<p>ご起立願います。ご苦労様でした。</p>